

第6回 国立市特別職職員報酬等審議会 会議録（要約）

日 時 令和2年8月24日（月）午後7時00分から午後8時45分まで
場 所 国立市役所 3階 第3会議室
出席委員 8名 遠藤委員、木島委員、喜連委員、杉田委員、
田村委員、長沼委員、林委員、三上委員 ※五十音順
欠席委員 なし
傍 聴 なし
事 務 局 4名 藤崎行政管理部長、平職員課長
赤尾職員課長補佐、宮澤主事

- 次 第
1. 委嘱状交付
 2. 市長挨拶
 3. 会長互選
 4. 会長挨拶
 5. 職務代理者の指名及び運営について
 6. 審議
 - (1) 「常勤特別職職員の適正な給料額等について」の答申案
確認
 - (2) 「国立市議会議員の適正な期末手当の支給割合の考え方について」
 7. その他
今後の予定について

【配布資料】

資料1：国立市特別職職員報酬等審議会条例

資料2：国立市特別職職員報酬審議会委員名簿

資料3：国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

資料4：国立市議会議員の適正な期末手当の支給割合の考え方について（検討案）

資料5：東京都26市議員報酬及び政務活動費等一覧（令和2年2月現在）

常勤特別職職員の適正な給料額等について（答申）（案）

【会議録】

1. 委嘱状交付

永見国立市長より出席委員へ委嘱状交付

2. 市長挨拶

永見国立市長挨拶

3. 会長互選

委員自己紹介及び事務局職員紹介については、委員および事務局職員に変更がないため省略

会長の選出について、喜連委員より長沼委員の推薦があり、その後他の委員の同意を受け長沼委員に会長決定

4. 会長挨拶

長沼会長より就任の挨拶

5. 職務代理者の指名および会の運営について

事務局より資料1について説明

会長より職務代理者として林委員の指名があり、林委員了承

資料2および資料3について説明し、審議会の傍聴、審議会委員名簿のホームページ上での公表、審議会議録（要旨）のホームページ上での公表について出席委員の同意を得て決定

6. 審議

第5回審議会の議事録内容について確認

事務局より修正2点を報告、修正後、ホームページに掲載することを確認
以下、会議録詳細

【長沼会長】

さっそく、審議に入っていきたいと思います。まず、「常勤特別職職員の適正な給料額等について」の答申案についてです。これまでに委員の皆様にご議論いただいた内容に基づき、答申案を作成いたしました。これは、皆様の大変なご苦勞の賜物であると思っております。こちらは、事務局と私の方で原案を作成しましたが、皆様の総意でなければなりませんので、読み上げながら確認をしていきたいと思っております。また、記載されて

いる名前にお間違いが無いかご確認ください。

会長より答申案の読み上げ

【長沼会長】 以上が原案の内容となっております。何かご意見はありますでしょうか。

【喜連委員】 確認だけさせてください。2 ページ目の審議の経過にある3 段落目中「さらなる給与等の減額措置を講じる特例条例が議会提案され」とありますが、給与等の減額措置は減額分を新型コロナウイルス感染拡大防止の財源へ拠出するということですか。

【遠藤委員】 拠出し、給与等の減額分を感染拡大防止の財源へ回すとなれば寄付という行為にあたりませんか。

【事務局】 一度支給した額を財源へ戻すという行為は、公職選挙法における寄付にあたり違反となってしまうため行えません。今回は給与等の予算を減額し、減額相当分の金額を感染拡大防止財源へ追加計上するという意味合いとなっております。これについては寄付行為にあたらぬことを選挙管理委員会に確認しております。

【喜連委員】 特例措置であるため、さらなる減額措置を講じたという表現が誤解を生みやすいかなと思います。

【長沼会長】 「講じる」の後に「暫定的な」という文言をいれるということではいかがでしょうか。

【三上委員】 暫定という表現はどの流れから持ってきたものでしょうか。

【事務局】 この特例条例については、条例文に「令和2年12月24日までとする」と書き込まれているため、暫定的という表現は問題ないかと思います。

【長沼会長】 そうですね、ではこの表現で異議ありませんでしょうか。また、他に修正すべき点はありますか。

委員異議なし

【長沼会長】 それでは、この1点について修正しこれをもって答申案を完全なものとしたしたいと思います。

続きまして、国立市議会議員の適正な期末手当の支給割合について検討を行っていきたいと思います。事務局から説明をお願い致します。

事務局より資料4および資料5について説明

【長沼会長】 ありがとうございます。議論の手がかりとして3つの案をご提示いただきました。「常勤特別職職員の給与等について」で議論した際に判断材料とした職責や社会経済情勢との兼ね合いなど、基本的な部分は今回の市議会議員の期末手当の支給割合についても共通するものがあるとは思いますが。それを踏まえてご自由に議論いただきたいと思います。

【林委員】 国立市の市議会議員の報酬は人口比率で見ると他市より高く設定されています。しかし、期末手当の支給率は低いことから、報酬全体額で調整をしているのかなという印象を受けます。そうだとすると、期末手当だけ考えるのではなく基本報酬などその他の項目と併せて考える必要があると思います。

例えば、政務活動費については、政治家というより非常勤特別職の公務員という側面が強いため低く設定されているのだろ

うと思います。報告義務がある政務活動費のように、使い方ははっきりわかるような支給方法を考えるべきだと思います。政務活動費の支給額が他市と比べてもかなり低く項目ごとのバランスが悪いように感じるので、他市との比較を考えるのであれば、項目ごとに見直しを行った上での調整が必要かと思います。

【杉田委員】 市役所に来庁した際、市議会議員の方とお会いする機会があり、その際、直接報酬について伺ってみました。ライフスタイルによって個人ごとに多少の変動は当然あるかと思いますが、その方は控除分を引いた手取り月額40万円程度が生活の収入基盤とのことでした。生活における収入として余裕があるとは言えず、現在はまだ問題ないとしても老後の生活が不安になるともおっしゃっていました。これに関しては、議員年金が廃止され国民年金となったことから、私も老後に国民年金だけでは生活することは難しいと考えます。

また、市議会議員選挙時に、泡沫候補者が市議会議員になることを防ぐ必要があるとも考えており、報酬の引き上げによって議員の水準を高いものにすべきと考えます。よって、期末手当については市長と同じ4.3月に引き上げるのが妥当だと思います。

ただ、仮に期末手当の支給率を4.3月以上とするならば、現議員人数21人は多すぎると考えております。お会いした議員の方にその旨お伝えした際には同じ考えだとおっしゃっており、議員定数は何人でもよいかと伺ったところ18人でも問題ないとのことでした。

こちらも個人の意見ではあるかと思いますが、議員定数を3名削減できれば、年間報酬を2,400万円程度削減できるため、支給率の増加と支出増の抑えを両立する取り組みも可能であると考えます。

【長沼会長】 ありがとうございます。今の問題は、資料4の2にある期

末手当の性質にも関係してきますね。

【杉田委員】 通常、地方行政で何か問題があった場合は市役所の窓口へ問い合わせをしたいと思います、それだけで解決できない場合は市議会議員へ相談してみるなど、窓口としてもっと活用すべきだと思います。

【喜連委員】 検討には、議員1人あたりの人口比も大事になってくるかと思っています。国立市と類似している団体の議員報酬が判断材料として参考になるかと思っています。

【長沼会長】 現在の報酬額を高いと感じるか低いと感じるか、考え方は議員によってそれぞれでしょうし、杉田委員のおっしゃっていたように市民の身近な窓口という役割を求めるとすれば安易に議員定数を削減できないため、参考にはできるかと思いますが、人口比だけで判断はするのは難しいと考えます。

【木島委員】 本年1月に市議会議員の期末手当について追加審議の依頼を受けましたが、期末手当を検討するには、期末手当だけに着目するのでは不十分であるため、当審議会に対してどのような回答を求めているのかがわかりにくいと感じます。議員の方からどのような意図があつて依頼があつたか分かれば参考になるかと思いますが、何か聞いていらっしゃるでしょうか。

【事務局】 依頼文に記載のある内容以外には伺っておりません。しかし、常勤特別職の給与額等と同様に市議会議員の期末手当の支給率についても長い期間改定がされてこなかった経過があること、審議会に意見伺うかどうかについても決定に時間がかかったということは伺っております。

【長沼会長】 議員のどなたに聞くかによって答えが変わってくるかと思

ますので、議会として画一的な意図というのはなかろうと思います。

【遠藤委員】 市議会議員は、生活のために就く役職ではなく、市への貢献という目的のための役職だと考えています。また、非常勤特別職であることから業務時間の拘束がされていないため、一般職職員より融通が利くと思います。それを踏まえ、資料 5 の各自自治体と比較しますと議員 1 人当たりの人口比は多くないにもかかわらず報酬総額が 26 市のうち 18 位であるため、現在の報酬額はバランスがとれているかと思います。

【林委員】 職務の性質や人口比率など、どこを基準に考えるかによって判断が変わってくるかと思います。

【三上委員】 私も、遠藤委員がおっしゃっていたように、市議会議員は職務給としての側面が大きい職務だと考えており、一般職の給与判定と同様の考え方で判断することは適切でないと思います。今回の依頼の背景には議会の中で期末手当の支給率が低いと考えたからだと推測しますが、やはり期末手当という項目だけを検討することはできないと思います。もし、期末手当だけで考えるのであれば、そもそも支給の必要性があるのかなとも私は考えておりますが、資料にある案から選ぶのであれば、せめて案 1 がいいのかなと思います。

【木島委員】 私も、報酬を職務給として考え、市の理念を実現するために職務を担おうと考えている方が市議会議員であってほしいと市民として願っているところです。ただ、市議会議員がサラリーマンという感覚で職務についているのではないかと感じている方も周りにはいらっしゃるそうです。市議会議員の方は任期中に他の収入も得ることができると思いますが、同じように任期を終えた後も元市議会議員という肩書で講演等を行う機会もあ

ると考えれば、今回の審議会で上げるという判断はせず、案1の現状維持でよいかと思えます。

【長沼会長】 確かに判断材料が乏しいという気はします。審議のために意見させていただきますと、市議会議員を名誉職という位置づけにするのであれば、生活給的側面を考慮する必要性は少なくなると思えます。しかし、そうすると議員のなり手が少なくなってしまう、一部の高所得者に限られてしまいます。市議会議員は兼業が可能ではあるとはいえ、大半の企業は兼業が不可であることから、市議会議員も職業の一つである以上兼業できなくても生活できるよう配慮してあげなければいけないため、判断が難しくなっている点であります。

三上委員のおっしゃっていた通り市議会では期末手当の支給額について低いと印象がおそらくあり、市議会だけでの決定では批判も多くなると予想したため、客観的な意見を参考材料としたいというのが依頼の背景かと思えます。しかし、この件については本審議会の審議範囲を超えている案件でありますし、回答には本質的な地方自治のあり方まで踏み込む必要があるかと思えます。そこまで加味しなければ答申に対しての批判が寄せられる可能性があり、単に期末手当だけをもって議論を進めていくことは難しいと私は思っております。

【杉田議員】 おそらく、常勤特別職職員の給料額等について審議会にかけられると聞いたことから、議会の方で今回依頼する話が持ち上がったのだと思えます。ただ、会長がおっしゃったように、客観的な意見を伺いたいという意図であっても本審議会の審議事項外であるため、審議は難しいと思えます。

【木島委員】 資料4をみると、市議会議員の期末手当の支給率が3.95月になったのは財政改革のためと記載があります。財政改革に一定の成果が出てきたと判断し、支給率の引き上げの話が上がって

きたのかなと思います。

【林委員】 今回依頼されている期末手当の支給額については、議員報酬額全体で判断が必要となるため、期末手当のみ検討することは極めて難しいと感じざるを得ません。審議会で判断することは難しく、報酬を項目ごとに議会で再度検討していただきたいという返答がよろしいかと思います。

【杉田委員】 こちらから議会で検討してくださいと伝えれば、議会全体で話がしやすくなると思います。今まで話しにくかった内容かと思いますが、こちらから検討のきっかけを与えるだけでも充分だと思います。

【長沼会長】 私個人の意見を述べさせていただきますと、期末手当の支給率が最終的に引き上げ引き下げどちらになるにせよ、地方自治の本質について議会内で議論を深めるべきだと考えます。例えば北欧などの議会では、市民生活と議員の両立ができています。ほとんど夜間に議会が行われるため、昼間は企業で働くことができますし、名誉職というイメージも持たれていないそうです。

地方自治について国立はどのように取り組んでいくのか、それを検討した上で報酬額を議会から提案いただければ検討する余地は十分にあるかと思います。

【三上委員】 話を戻してしまいましたが、先ほどの議員の報酬の性質は職務給なのか生活給なのか検討する必要がありますし、市民感情についても勘案する必要もあるため議会だけの話ではなくなりますよね。多角的に考えなければならぬので、回答することは簡単ではないと思います。

【長沼会長】 そうですね。本格的に議論していくならば多くの時間がかか

ることになると思います。

【三上委員】 それに加え、議員の方が市の職員と同じ動きをしているように感じるがありますが、市の職員とは別の立場で活動をしていただくべきだと思いますので、期末手当の支給率を市の職員と同じ人事委員会勧告に合わせるという案には違和感を覚えます。

【長沼会長】 別の立場での活動というと、国立市の政務活動費は低すぎると感じます。出張ではなく、個人の意思で活動できる環境づくりも必要であるため、政務活動費を上げ、他の報酬額で調整することも検討すべきかもしれませんね。

【田村委員】 そもそも政務活動費は何で決まっているのでしょうか。条例で決まっているのでしょうか。

【事務局】 確認させていただきますが、条例で定められているかと思えます。用途についての報告および余った際には費用の返却が必要となります。

【林委員】 政務活動費が足りない場合は自費で補うかと思いますが、自費の場合は報告義務が無いわけですから、議員さんの活動が不透明になってしまいます。活動報告は市民にとって議員それぞれの考え方を把握する大切な判断材料になります。そのようにそれぞれの費目で考えることがある中で、議員報酬総額だけで比較や検討をすることや、全体のバランスを考慮せずに1つの項目にのみ焦点を絞って額を決めるということは適切でないと思います。

【木島委員】 議会の方々が当審議会の位置付けをどのように捉えているか分かりかねる所ですが、安易に私たちが答えを出さず戻すことも必要かと思えます。

【長沼会長】　そうですね。もう1つ確認したいのですが、政務活動費として使える項目については、条例等に定められているのでしょうか。

【事務局】　詳しいことまではわかりかねますが、使途については定められております。活動費については議会事務局が審査を行い、政務活動と認められない場合は費用として支出できないような体制がされていると認識しております。

【遠藤委員】　政務活動費については引き上げをして良いと思いますが、支払については審査後の後払いにすべきだと思います。

【三上委員】　今までの話の流れからすると、審議会としては回答を行わず、議会へ戻すという形になるのでしょうか。

【林委員】　そうですね。期末手当のみで判断することは難しいというのは事実だと思います。よって、報酬の性質や議会の在り方を踏まえて報酬全体で検討を行う必要があるという議論がありましたという回答がよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

【長沼会長】　良いとは思いますが、そのような回答で、当審議会と議会の間で議論のキャッチボールをしても良いと思います。議会で議論を行い、金額等の数値と方向性について結論付けた内容について当審議会でも検討を行うという形が健全なあり方であると感じます。

【事務局】　今回市長を通して依頼があったところですが、引き上げや引き下げという答えに限定する必要は無いと思っておりますので、皆様の議論のまとめをもって回答案を作成いたしたいと思っております。

【長沼会長】 本日の議論を伺っておりますと、数値だけを取り上げることはそれほど意味が無く、議会として本質に立ち返って議員の活動と報酬について見解をまとめていただき、それを踏まえて当審議会で検討を行っていくという方向で意見書を作成していくのがよろしいかと思いますが、田村委員はいかがでしょうか。

【田村委員】 はい、期末手当だけを審議することは意味のない議論となってしまうと思いますので、委員長がおっしゃった内容で意見書を作成していただけたらと思います。

【杉田委員】 小平市は期末手当の支給率は3.85月と一番低いのですが、報酬月額が55万円のため、他市と比較しても総額は低くありません。議員報酬と支給率だけを考えると、国立市は少し低いため、その点を1つの例として議会で検討していただければと思います。

【木島委員】 小平市は議員1人当たりにおける人口について国立市の約2倍と考えると、一概に高い低いと決定づけるににくいですね。

【杉田委員】 議員の定数も検討する上で大切となってくるかと思います。

【林委員】 せっかくの機会ですので、報酬総額で検討するのではなく、報酬や期末手当など個々の項目で必要な額の在り方について議員の方々自身で議論いただきたいという回答をしていただけると良いかなと思います。

【木島委員】 ふと疑問に思ったのですが、議員定数はどのように決定されるのでしょうか。

【事務局】 条例に基づいて決定されます。直近で申し上げますと、議員

定数が 22 名から 21 名に変更された際は議員の方が提出された議案により議会で検討され、最終的に多数決で決定されました。

【長沼会長】 条例を通じてしか決定できないということは、立法機関を通さなければいけません。立法機関への提案権を持っているのは議員もしくは市長であるため、結局自分たちで決定していると言われればその通りとなっています。

【木島委員】 であればなおさら議員の方々に検討していただくべきだと思います。

【長沼会長】 そうですね。議論の過程については市民へフィードバックされるべきであり、極論、市議会議員選挙でのテーマにもなりえると思います。たしか、議員定数の削減が問題となっていた時は公約として意見を表明していた方がいらっしやったかと思います。

そうしましたら、本日議論した内容に基づき事務局と回答案を作成し、再度お諮りするという形でよろしいでしょうか。予定では本日の審議会ですべて終了する形ではあったところですが、いかがでしょうか。

委員異議なし

【事務局】 では、そのような形で案を作成いたします。

【長沼会長】 ありがとうございます。最後に、今後の予定について事務局より連絡をお願いいたします。

【事務局】 本日で議論が終了予定だったため、答申式のご案内をさせていただく予定でしたが、もう 1 回審議いただけたとのことでしたので、別途ご連絡いたします。併せて、本日の議論を基にし

た回答案をご用意いたしますので、再度議論いただければと思います。次回の開催日についても別途ご連絡いたします。

【長沼会長】 それでは審議はこれにて終了といたします。本日もお疲れ様でした。